

平成26年 1 月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成26年 1 月 14 日 開会

平成26年 1 月 14 日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第1号

平成26年1月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年1月7日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 平成26年1月14日（火）午後1時

2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場

3 付議事件

（1）宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事の請負契約の締結に関する議決
の変更に関し議決を求めることについて

平成 26 年 1 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

平成 26 年 1 月 14 日（火曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事の請負契約の
締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

出席議員（１１名）

１番 坂 本 昇 君
 ４番 黒 沢 一 成 君
 ６番 工 藤 小百合 君
 ８番 宮 森 鋭 幸 君
 １１番 山 崎 泰 昌 君
 １３番 茂 市 敏 之 君

２番 内 舘 勝 則 君
 ５番 中 嶋 榮 君
 ７番 野 舘 泰 喜 君
 ９番 松 本 尚 美 君
 １２番 小松山 久 男 君

欠席議員（２名）

３番 畠 山 直 人 君

１０番 坂 本 正 君

説明のための出席者

管 理 者 宮 古 市 長
 副管理者宮古市副市長
 事 務 局 長
 総 務 課 長
 施 設 課 長
 消 防 長
 消 防 次 長 兼 消 防 課 長
 総 務 課 長

山 本 正 徳 君
 山 口 公 正 君
 田 崎 義 孝 君
 岩 田 直 司 君
 鈴 木 登 志 美 君
 野 沢 浩 二 君
 及 川 誠 君
 外 舘 義 博 君

◎開 会

- 議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しましたので、これより平成26年1月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎管理者挨拶

- 議長（茂市敏之君） 管理者から発言の申し出がありましたので、これを許可します。
管理者、山本宮古市長。
- 管理者（山本正徳君） 議長から発言のお許しがございましたので、私からこの度の消防救急デジタル無線工事に関する不適切な事務手続につきまして、深くお詫びを申し上げます。

この事業につきましては、平成24年10月定例会において補正予算を措置し、同24年12月臨時会で工事請負契約の締結に関する議決をいただき、事業に着手いたしましたところがあります。これまで、事業自体は順調に進捗してきておりましたが、工事請負契約の変更を議会にお諮りした上で進めるべきところ、工事が先行したことにつきまして、誠に遺憾であり、重ねてお詫びを申し上げます。

今後このようなことがないように、関係職員に対しまして厳重に注意を行い、事務手続に遺漏のないよう指示をいたしました。この後、ご審議いただく工事請負契約の変更につきまして、何卒ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。この度は誠に申し訳ございませんでした。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（茂市敏之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、4番、黒沢一成君、5番、中嶋榮君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（茂市敏之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の会期については、議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。
-

◎議案第1号 宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

- 議長（茂市敏之君） 日程第3、議案第1号 宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 議案集の１－１ページをお開き願います。

議案第１号 宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについてご説明いたします。

この議案は、平成24年12月25日に議会の議決をいただきました宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事の請負に関し、その契約金額の変更について、地方自治法第96条第１項第５号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額の変更につきましては、当初の契約金額14億1,750万円から4,911万2,700円を増額し14億6,661万2,700円に改めるものでございます。

次に、変更の概要につきましてご説明申し上げますので、１－２ページをお開き願います。

工事名は、宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事、工事場所は、宮古地区広域行政組合消防本部管内全域、工期は、平成24年12月26日から平成26年３月20日まで、請負者は、住所、仙台市青葉区一番町三丁目１番１号、名称は、沖電気工業株式会社北日本支社、支社長、岡田佳之でございます。

次に、変更額の内訳についてご説明いたします。

初めに、制作費でございますが、機器の台数変更等で高機能遠隔制御器、V S A T 中継局装置、音声合成分配装置の台数変更、パラボラアンテナの仕様変更、発電機の燃料タンク容量変更等で1,167万1,000円の減額となります。

直接工事費でございますが、鋼管組立柱の数量変更、車両の対空表示の追加、基地局及び簡易基地局設置場所の変更、局舎の基礎の高さの変更、空調設備の追加、小松山基地局用地前の法面崩落防止工事の追加等で4,003万3,000円の増額でございます。

間接工事費や一般管理費は、工事の追加に伴っての経費の増額で、それぞれ1,361万9,000円と479万3,000円となっております。

以上を集計いたしまして、全体で4,677万4,000円となり、これに消費税等233万8,700円をプラスいたしまして、総額4,911万2,700円の増額となるものでございます。

以上が、本議案に係る変更の内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

１－１ページにお戻りをお願いします。

平成26年１月14日提出。宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

提案理由、宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事において、工事請負契約締結後における機器構成及び施工方法等の変更により契約金額を変更するものであります。これが、この議案を提出する理由であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第１号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

小松山議員。

○ 1 2 番（小松山久男君） 直接工事費の4,003万3,000円の増額になった部分の説明をお願いしたいです。

○議長（茂市敏之君） 及川消防次長。

○消防次長兼消防課長（及川 誠君） それでは、説明いたします。

直接工事費の4,003万3,000円の増額でございますけれども、これには材料部品費の基地局分195万9,000円の減、それに移動局でございますけれども、これが144万4,000円の増で合計して材料費が51万5,000円の減でございます。労務費は基地局設備が65万円の減、移動局が31万8,000円の増、多重無線設備が2万7,000円の減、伝送設備は増減ありません。電源設備が4万6,000円の減、指令センター設備が17万8,000円の増、合計22万7,000円が全体の労務費の減でございます。

それから、附帯工事でございますが、これが4,077万5,000円増でございます。

この内訳として、附帯工事でございますけれども、このうち基地局の消防本部の庁舎でございますけれども、これの変更分が1,370万1,000円の増でございます。それと明戸地区ですけれども、この部分の変更で1,359万9,000円の増でございます。

それと、基地局の50センチから1メートルの部分でございますけれども、このかかった部分が合計で1,101万円でございます。これは5局、高德、天ヶ森、平津戸、毛無森、小松山の分が1メートルかさ上げの分でございます。それと、電気設備工事の追加が416万円でございます。それから、土木の追加ということで、法面でございますけれども、この部分が地形調査、これを含めると873万円かかってございます。

それで、この基地局の50センチのかさ上げ部分は、先ほど申しました全体で1,101万円でございますけれども、この部分でそのほかに、基礎を上げた部分で、それでもってほかに敷地設置工事とか、そういう部分に変更が、各施設に増減がございます。各基地局ごとの基礎部分の増減でございますけれども、これが減になった部分と増になった部分がございます。精査した結果、高德が206万9,000円の増になってございます。それと、天ヶ森でございますが、これが223万円の増でございます。それから、平津戸基地局が69万円の増でございます。毛無森が55万4,000円の増になっております。小松山につきましては、減になった部分が敷地整備工事と作業道工事であります。これが1,208万8,000円減になってございます。

それで、追加というか変更になった部分でございますけれども、見直した結果、1メートルのかさ上げが216万円でございます。それと、擁壁工事でございますけれども、これが198万円増になってございます。それでもって、この部分が414万円になってございます。

これで精査した結果、794万8,000円の工事費と、全体として減になってございます。そのほかに小松山の場合は、先ほど申しましたけれども、法面がかかってございます。そのほかに、この附帯工事でございますけれども、局舎の分電盤を各施設ごとに7基つけてございます。これが151万2,000円と、それから大川と大平ですけれども、荷重比較検討費用として66万6,000円かかっております。それから安家、釜津田の簡易基地局でございますけれども、この部分がコンクリート打ちをして158万円かかってございます。

以上で、増減で附帯工事の部分が4,077万5,000円の増になっているところでございま

す。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） 小松山議員、いいですか。

○12番（小松山久男君） はい。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

坂本議員。

○1番（坂本 昇君） まず1つは、この設計変更に係る増額の議決案件として専決規定があるのかどうか、例えば1億5,000万円を超えるものは議会にかけなければならないというようになると思うんですが、その工事契約金額の、例えば20%以内は軽微の変更とか、それから一定額の5,000万円を超えたものは、この議会にかけるんだというふうな専決規定があるのかどうか、お願いします。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 当組合には専決規定はございません。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） とすれば確認ですが、この1億5,000万円を超えた工事については、仮に1,000円の設計変更が出ても全部、議決要件だということで理解していいですね。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） そのとおりでございます。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） それから、先ほど管理者のほうから説明がありましたが、手順が工事のほうが先行したというふうな場合に、国庫補助関係ですと指令前着手というふうなものに該当するかどうかと思うのですが、こういうふうな案件で議会の議決を得ないまま工事をしていった場合の、何かペナルティというか、そういうふうなものはこの議会で、管理者が今お話しした以外のことで、どこかかかってこないかどうかお願いします。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） この件は補助事業でもございますので、県とか、県を通じて国とかを伺いながら事業を進めてまいりました。その中で、県の回答ですけれども、補助金額が確定して、その補助金額を下回るのであれば、実績報告書で、工事が終わってからですね、それでいいと、その条件として設計変更があったとしても、補助金額に遺漏のない場合は申請が要らないと、設計を変更する場合でも、構造を変更する場合でもその取り扱いでよろしいということでやっております。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） そうすれば、先ほどの管理者の説明で、この案件については、国庫補助とかいうところの影響はないんだということで、受けとめさせていただきます。

そこで、今、変更の内容をお伺いしますと、基地局の変更とか許認可の前提で変更があり得るということで、平成24年12月25日には議決をされているようなんですね、この手順を見ると。ですので、その12月25日に議決を得るときに、建築上もしくは環境省の許可を得られた場合は、例えば羅賀局が明戸に代わるとか、それから庁舎の設計強度を

再確認して、もし強度が得られない場合は場所を代えるとか、それから電波を再確認した場合の、想定されるのはこうだからというふうなのをあらかじめ議員の各位に説明しながら12月25日には議決をいただいているのかどうか、そののころをお願いします。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） その件につきましては、議員の皆様にご説明したのは施設の内容とか工期とか、そういうことで全員協議会の中でも説明をしてございます。今、議員おっしゃったことについては、こちらのほうでも不確定要素があったので、その辺のことは説明をしないで事業を進めたものでございます。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） これは見解の相違になるかもしれませんが、いずれ全員協議会というのも開かれている中であれば、私とすればその14億7,000万円の工事に設計変更がないということは、まずないと思います。必ず1つでも2つでも変更が出てくると思うんですが、それでも事前に、もしどこかの鉄塔に共架できれば、ここの分は8基新しく鉄塔をつくる気だったけれども、協力を得られれば半減できて4基にできるとか、それから環境省の許可が得られれば、もっと有利な場所に電波を受信できる良いところに建てたいというようなものが、今後この工事だけにかかわらず何かそういう想定があった場合は、あらかじめ説明をして了解を得ておくと、金額がきちんと決まった時点で議会にかけても、余り問題にはならないかと思うところもあるものですから、そういう点について今後、お考えになる考えがあるかどうかお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） ただいまの件につきましては、議員おっしゃるとおりと思っております。うちのほうも反省しておりますので、今後そういう説明を丁寧にししながら進めていきたいと思っております。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

松本議員。

○9番（松本尚美君） 先ほどやりとりをしている質疑を聞いていて、ちょっと気になるといいますか、これは確認しておかなければならないなというふうに思ったんですが、専決処分をする範囲がないと、専決処分の条項にはなっていないとすると、先ほど1,000円でも変更については議決が必要だというような話がありましたけれども、私はやはり今回の契約変更の提案、これはタイミング的にどうかということが今お話しになっていると思うんですが、こういった事業に関しては、これは日々といいますか、変化するんですね。ですから変更があり得ない事業はゼロと言っていいぐらいだと思うんです。ましてや今回の事業費は10億円を超える額ですよ。そうすると変更は常に起きる。要は、極端に言えば、毎日打ち合わせすれば変更が起きてくるということになると思うんです。そうすると、そこら辺のルールをどうするかというのは、やはり確認しておかなければいけないのかなというふうに思っていますし、この事案に限らずあると、物品購入の場合というのはなかなかそういったことはないと思いますけれども、工事が絡むことについてはあり得るというふうに思われますが、そこはどう理解をしたらいいですか。現状、今までどう進めていたのか。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 当組合、土木工事あるいは建築工事、それほど機会がないということで、こういう工事に、正直なところ不案内というふうな部分がございます。

従前も構成市町村のそういう関係の専門職、技師に協力いただいているところではございますけれども、今後も、現在は各市町村とも震災事業でなかなか手いっぱいというふうなところもございますけれども、今後できるだけそういうふうなところに協力を仰ぎながら、遺漏のないように進めていきたいと思えます。

それから、ただいま議員のご指摘のあったルールづくり、これもそれぞれ相談しながら検討していきたいというふうに思えます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） ですね。これ現場とあと、そのルールに則ってやっていく、どういうルールをつくるかという、どういうルールでやるかということがポイントだと思うんですけども、これ1,000円、2,000円の単位で動くことをいちいちこれやっていたら現場が進まないんです。ですからこういった工期設定の中で、スムーズに担当者と業者と、いわゆるベストをどう、工程も含めて、良いものをつくるということでやるわけですから、議決案件の変更については、これはタイミングというのも当然あると思えますので、ですからそうでない部分については、従前、私の理解では予算の範囲の中で何とか納まるのであればというような機能強化とか、ぜひ、これは見逃していた、もしくは設計にないけれども、こういったことをやればより充実するからということも、額によりますけれども、これはスムーズにやっていかないといけないんだろうと。また、宮古のこともあって、必要ないということが出れば、当然それはカットしていくということになります。ですから増減、出てきますからある程度枠というか、幅を持たせた考え方をしていけないといけないのではないかなというふうに思えます。

広域行政組合の場合、ちょっと例えが違ふかもしれませんが、それぞれの構成市町村において、この12月は当年度の予算を確定するといいますが、まだ工期が過ぎていないにもかかわらず、そのいわゆる入札差金というものを12月の早い段階でほかに流用してしまうと、3月工期に対応できないという課題もあったわけですから、ですから入札差金の中でどうするかということにもなるのかもしれませんが、予算議決の中でどうするかということにもなるのかもしれませんが、ある程度、柔軟性は、私はやはり持たせる必要があるのではないかなというふうに思えます。これは意見として申し上げたいと思えます。

そこでちょっと、これも意見になるのかもしれませんが、野沢消防長の説明の中で、全協の説明の中でもそうだったのですが、なかなかシビアなタイトなスケジュール、工程の中でこの事業が進められてきたということ、それが一つの今回の、先ほど質疑があった部分のポイントだろうというふうに思うんですけども、設計で何を求めるかというのは、当然仕様書で示すと思えます。変更があり得ながらも、精度をいかに高めるかだと思うんです。もちろん走りながらやりとりをしていくということが、当然必要だろうとは思いますが、この事前調査であるとか、そういったデータ、基本設計であっても実施設計であっても、実施設計の場合は基本設計がより精密なデータに基づい

てやらないと、当然次に問題が出てくるということはあると思うんです。ですから、この精度をどう高めるか、またチェックをどうするかということにちょっとポイントを置いて、今後進めていただければ、より混乱しないでスムーズに事業が進められていく一つのポイントにはなるのではないかというふうに、感想になりましたけれども、申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） 1点だけお願いします。

この議案書を見まして、大きな変更というところは、小松山基地と弁天崎基地、ここだけが大きな変更があって、ほかは機器類の増減とかその程度なので、直接工事費の附帯工事費は理解はできます。しかし、その下の間接工事費です。ここの現場管理費というのが1,200万円増加というのは、ちょっと説明してください。

○議長（茂市敏之君） 外館総務課長。

○総務課長（外館義博君） 現場管理費ということでございますけれども、現場管理費というのは、工事管理をする、実施するために必要な経費ということで、工事現場で工事管理を行う従業員の給料とか手当、現場労働者の交通費用等が含まれております。それで、今回変更になった部分で増となったものでございます。

○議長（茂市敏之君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） ちょっとこれ、前回の変更前から比べて上がった率の、パーセントが10%以上も上がっている。そのぐらいの大規模な変更工事ですか。

例えば私がこれ一般の工事現場、例えば建物建てるにしたとしても、こういう現場管理費というのは、雪が降ったときにはコンクリートが早く乾くとか、そういうことだと私は思います。当然人件費もここに含んだということなんでしょうけれども、そういういろんな事案もあるわけですね。その辺のところは説明できますか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） これにつきましては、間接工事費とか、その増減につきましては施工監理業者と打ち合わせをしながら、このぐらいの額でというのでその精査をしてこの金額にしているものでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 説明がちょっと正確でないと思われるんです。今、質問の間接工事費と言われるものは、共通仮設費、現場管理費、それから機器間接費というのはちょっと特殊なのかもしれませんが、一般管理費ということで、これは直接工事費の増額によって、機械的にパーセント決まっていますから、それが足されていくということなんです。ですから、その現場の状況に合わせて変わるということではなくて、直接工事費が増になれば、増になった分のそれぞれのパーセントが決まっていますから、それに掛け算をして積み上げていくと、減になれば当然この分も掛け算の世界で下がってくる。これは何も現場ごとで云々ではなくて、工種によってはあるかもしれませんが、この現場に関しては1つの現場ですと単純にそうやって積み上げているのが積算ですから、こ

れは自動的に動くということでご理解、そういった説明のほうが適切ではないかというふうに思います。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについては、原案どおり可決されました。

◎閉 会

○議長（茂市敏之君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成26年1月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 1時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 茂市 敏之

署 名 議 員 黒沢 一成

署 名 議 員 中嶋 榮